

長寿社会における水辺空間整備のあり方

1. はじめに

現在、日本は急速に高齢化が進んでおり、西暦2020年には、高齢者（65歳以上）の割合は25%をこえると予想されている。このため政府では、昭和61年6月に長寿社会対策大綱を閣議決定し、これをうけて各省庁で長寿社会対策に関連する施策が展開されており、その数は平成4年現在526にものぼっている。このような背景から、水辺空間の整備を考えるうえでも、長寿社会を視野に入れた検討が必要と考え、平成3年度より2カ年にわたり調査を行った。

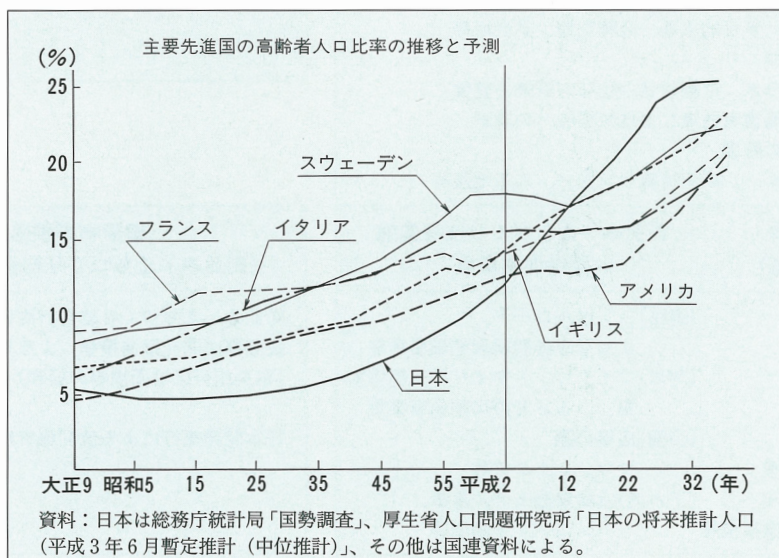
2. 調査の進め方

まず、長寿社会とはどういうものか、長寿社会が抱えると予想される問題はいかなるものかについて、人口、世帯構造、社会構造の変化の予測に基づいて検討した。次に、行政における高齢者対策の現状を、国、地方のそれぞれのレベルで調査し、水辺空間整備をより広くとらえる意味で、まちづくり（道路、建物、公園の整備など）という視点で、各自治体の取組みを整理した。合わせて、海外の事例も調査した。さらに、水辺空間整備の現状を踏まえながら、既存の調査結果、行政機関へのアンケート、高齢者からの聞き取り調査、学識経験者のアドバイスをもとに、水辺空間に対する高齢者ニーズについて分析を行った。最後にまとめとして、長寿社会における水辺空間整備のあり方についての基本方針を示し、課題を整理して、それぞれの具体的

な対応策を検討した。また、上記の対応策を幾つか合わせて、ひとつの施策案にまとめ提案した。その概要をここで簡単に紹介する。

3. 長寿社会の展望と諸問題

（図－1）に主要先進国の高齢者人口比率の推移と予測を示す。日本は、平成2年現在で12.1%だが、今後急速に上昇し2020年には25%を越えると予測されている。つまり4人に1人が高齢者となる。いまだ何処の国でも経験したことのない社会が30年後にはやってくるという予測であるさらに、都道府県別では、鳥取県（15.53%）、島根県（17.36%）などすでに高い高齢者人口比率となっており地域格差の問題も重要であることが分かる（表－1）。世帯構造では、三世帯同居の世帯が減少しており、アメリカやデンマークなど先進諸国の現状からみても、今後夫婦のみや独り暮らしの高齢者が増えていくことが予想される。高齢者、及びその社会での一般的な傾向としては①運動能力や視力など、身体機能の低下、②生活領域の縮小化、③元気な高齢者の増加、④ねたきり、痴呆老人の増加、⑤健康づくりニーズの拡大、⑥学習・社会参加ニーズの増大などがあげられる。これらを踏まえ、長寿社会の課題について総務庁老人対策室の「長寿社会対策の動向と展望」では、社会保険料や福祉のニーズの増大、これを支える労働力人口の減少、高齢者や婦人の社会参加の必要性、余暇時間の増大への対応、高齢者、弱者の生活を保証する社会基盤、



図－1

北海道庁札幌土木現業所（前研究第一部 主任研究員） 奥山 修平

表－１

都道府県別人口、老年人口割合ならびに老年人口増加率

県 名	1990（平成２）年			2000（平成12）年			10年間の 65歳以上 人口割合 の増加	県 名	1990（平成２）年			2000（平成12）年			10年間の 65歳以上 人口割合 の増加
	総人口	65歳以上人口割合	高齢化順位	総人口	65歳以上人口割合	高齢化順位			総人口	65歳以上人口割合	高齢化順位	総人口	65歳以上人口割合	高齢化順位	
北海道	5,643,715	11.34	37	5,831,401	16.37	11	5.53	滋賀県	1,222,401	11.51	35	1,382,074	14.96	46	3.46
青森県	1,482,935	11.92	22	1,478,612	18.63	3	6.71	京都府	2,602,520	12.20	29	2,706,003	16.30	41	4.10
岩手県	1,416,960	13.81	13	1,411,773	20.58	2	6.77	大阪府	8,734,670	9.27	44	9,131,933	14.12	25	4.85
宮城県	2,248,521	11.31	38	2,398,992	16.22	22	4.90	兵庫県	5,405,090	11.47	36	5,643,682	16.17	28	4.70
秋田県	1,227,491	14.75	13	1,179,948	22.70	1	7.95	奈良県	1,375,478	11.09	40	1,599,755	15.00	42	3.91
山形県	1,258,404	15.56	4	1,233,846	21.80	4	6.25	和歌山県	1,074,321	14.62	14	1,067,928	20.28	9	5.66
福島県	2,104,119	13.48	25	2,132,536	19.19	7	5.71	鳥取県	615,741	15.53	5	626,063	20.68	18	5.15
茨城県	2,845,411	11.20	39	3,182,361	14.83	43	3.68	島根県	781,005	17.36	1	793,314	23.05	8	5.69
栃木県	1,935,186	11.75	33	2,036,527	16.14	34	4.39	岡山県	1,925,913	14.34	19	2,022,177	18.92	30	4.57
群馬県	1,966,287	12.38	28	2,103,065	16.60	36	4.22	広島県	2,849,822	12.97	27	3,026,326	17.18	37	4.21
埼玉県	6,405,319	8.08	47	7,301,772	12.22	40	4.14	山口県	1,572,645	15.18	7	1,597,389	20.79	10	5.62
千葉県	5,555,467	8.85	45	6,487,372	13.04	39	4.20	徳島県	831,582	14.87	10	837,030	20.60	6	5.73
東京都	11,854,987	10.34	41	12,152,564	15.20	24	4.85	香川県	1,023,434	14.90	8	1,061,113	19.93	19	5.03
神奈川県	7,980,421	8.63	46	9,126,681	12.83	38	4.20	愛媛県	1,515,027	14.89	9	1,554,023	20.14	16	5.25
新潟県	2,474,602	14.51	16	2,467,454	19.93	14	5.42	高知県	825,063	16.47	2	840,260	21.89	13	5.43
富山県	1,120,182	14.45	17	1,130,507	19.44	20	4.99	福岡県	4,811,179	12.07	31	5,130,787	16.54	32	4.47
石川県	1,164,627	13.52	24	1,228,234	17.08	45	3.56	佐賀県	877,865	14.55	15	900,893	19.15	29	4.60
福井県	823,595	14.22	20	870,890	18.61	35	4.39	長崎県	1,563,015	13.95	21	1,554,969	19.41	12	5.46
山梨県	852,980	14.37	18	913,188	17.95	44	3.58	熊本県	1,840,383	14.83	11	1,925,387	20.04	17	5.21
長野県	2,156,656	15.48	6	2,249,513	20.00	31	4.52	大分県	1,236,924	14.80	12	1,271,267	20.17	15	5.37
岐阜県	2,066,579	12.19	30	2,203,658	16.93	27	4.74	宮崎県	1,168,922	13.61	23	1,190,838	19.40	5	5.79
静岡県	3,670,891	11.64	34	3,891,403	16.59	21	4.95	鹿児島県	1,797,766	15.91	3	1,863,544	20.72	26	4.81
愛知県	6,690,440	9.44	43	7,145,151	13.89	33	4.44	沖縄県	1,222,458	9.98	42	1,406,602	12.91	47	2.93
三重県	1,792,542	13.00	26	1,909,945	17.88	23	4.88								

注）1990年の県別人口は国勢調査結果の累計法による概数、ただし、65歳以上人口は1989年10月1日の推計人口にもとづく割合である。2000年の人口ならびに割合は厚生省人口問題研究所が1985年国勢調査人口にもとづいて推計した数値である。

生活環境の整備が指摘されている。また、経済審議会のレポート「2010年への選択」では、高齢者が自己の将来に不安を感じないようにすることと、国民一人一人が高齢者を大切にする意識を持つ事が必要であるとし、社会保障と合わせて高齢者の健康増進や生きがいづくりを進めること、高齢者が住みやすい街づくりに努めること、近隣市町村の連携を図ることを提言している。

4. まちづくりにおける長寿社会対策の動向

長寿社会対策大綱の中で国は、

- ①経済社会の活性化を図り、活力ある長寿社会を築く。
- ②社会連帯の精神に立脚した地域社会の形成を図り、包容力ある長寿社会を築く。
- ③生涯を通じ健やかな充実した生活を過ごせるよう、豊かな長寿社会を築く。

という3つの基本方針を示した。まちづくりに関しては、建設省を中心に、シニアライフ都市ビジョンの検討、ふれ

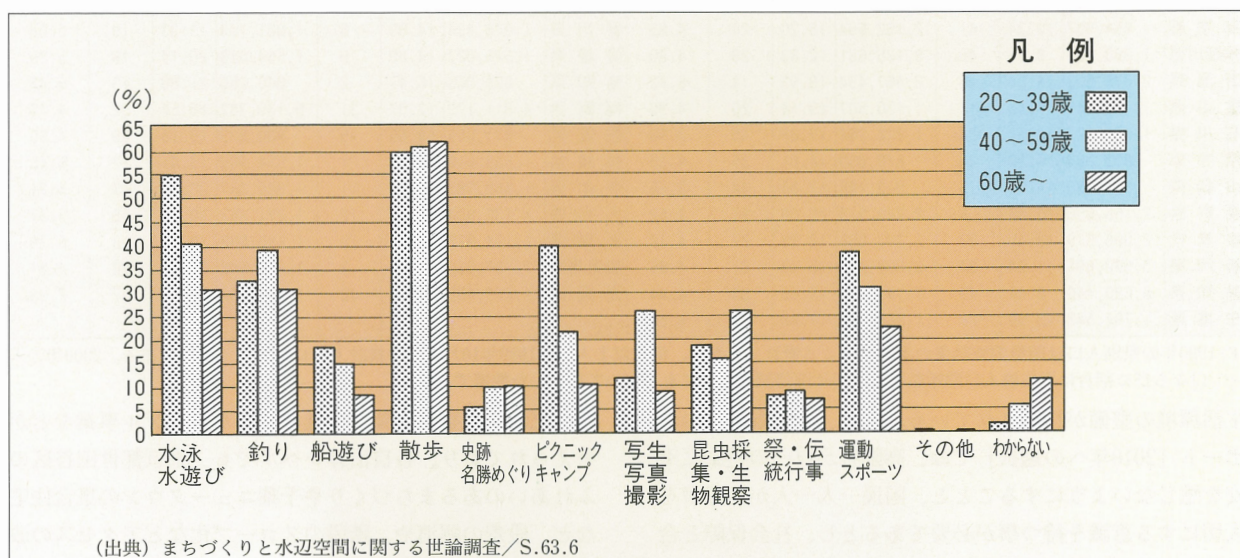
あい交流施設整備事業、福祉の街づくりモデル事業などが考えられており、各自治体レベルでも、東京都世田谷区のふれあいのあるまちづくりや千葉ニュータウンの集合住宅など、段差の解消や、階段のスロープ化などアクセスの改善を図り、高齢者や身障者が一般の人と同様の生活が営めるよう配慮した事例が各地で実践されている。また東京都では、道路、公園、公共施設などを対象に「東京都における福祉の街づくり整備指針」がつくられている。アメリカでは、1990年に制定された「障害をもつ米国人法(ADA法)」で、公共的な場所や交通機関は、身障者や高齢者など誰でもが利用できるように改善することを義務付けた。

一見、長寿社会と身障者対策は別の様に考えられるが、このように、まちづくりのなかで長寿社会を考えていくと、高齢者に配慮することは結局、高齢者、身障者を含めた様々な人々が、同じように快適な生活を営めるような整備（バリアフリーの環境づくり）につながる事となる。

5. 長寿社会における水辺空間へのニーズ

現在河川では、都市における治水安全度を確保するため、周辺の街づくりと一体となった高規格堤防の整備など洪水対策を進める一方、多自然型川づくりや魚がのぼりやすい川づくりなど、自然環境の保全に配慮した河川整備も同時に行っている。これは、ひとびとの水辺に対する関心の高まりやニーズの多様化に対応したものである。「まちづくりと水辺空間に関する世論調査／昭和63年6月」のデータや河川での聞き取り調査などから、河川が周辺の高齢者にとってよく利用され、親しまれていることがわかる。高齢者が水辺で望む活動としては散歩が最も多い（図－2、写

真－1）が、これは、河川が広い空間を持ち都市内の貴重なオープンスペースとなっていること、水辺、特に水の流れの持つ魅力、鳥や魚、花といった身近な自然の存在、交通事故などからの安全性、自動車などの都市騒音のない静けさやおちつきなど、河川が散歩の場所として適しているためであろう。しかし、高齢者はほとんど徒歩で移動するため、川に訪れるのはせいぜい川から1kmの範囲に住む人に限られている。また、老人会とのヒアリングで、河川の清掃活動が老人どうしの交流の場として、また社会参加の場として、意外に高齢者から評価されていることが明らかになり、地域交流の場として、また、高齢者の生きがいづくりに河川の果たす役割が大きいことが分った。



図－2 整備された水辺でやりたい活動



写真－1 小魚採りの様子を高水敷の散策道から眺める
高齢者達、自転車で散策している人も多い。

6. 長寿社会における水辺空間整備のあり方

東京都老人総合研究所の林室長、冷水室長、東京大学都市工学科太田教授に指導・助言をいただきながら、長寿社会における水辺空間整備の基本方針を以下の2点にまとめた。

(1)だれにも多様に愛される水辺づくり

▼多様性のある水辺づくり▼

高齢者という層が特有、特定の価値観を有しているわけではない。だから、高齢者に特定の価値観をあてはめ、高齢者のみを対象とした空間づくりを志向するのではなく、水辺の有する多様な魅力を引き出し、高齢者を含んだ地域住民だれもが多様な水辺との関わりや親水活動等を行うことができるようにする必要がある。

そのためには、あまり水辺空間の利用を固定・限定化せずに、利用者が活動を自由に選択できる多様性のある水辺空間をつくり、育てていくことが重要である。

▼多様な交流の育む水辺づくり▼

また、そのような多様な水辺との関わりや活動のできる空間をつくることによって、高齢者を含む多様な人々がそこに集い、会話が生れ、つきあいに発展する、このような多様な交流のある水辺空間を形成することが重要である。

(2)いつまでも継続して愛される水辺づくり

▼継続的利用の可能な水辺づくり▼

長寿社会においては、若い時からの生活スタイルや指向を年老いても継続してゆけることが重要であり、それを支援するための環境づくりが重要である。だから、高齢者がおこなってきた水辺との関わりや活動を、今後も末永く継

続していけることができるようにする必要がある。

そのためには、水辺とまちの間に存在する様々なアクセス上の障害要因を改善することが最も重要であるとともに、水辺の施設に対してバリアフリー化を図り、いつまでもだれにも使いやすく、利用しやすい施設をつくっていくことが重要である。(写真-2)

また、一方それらの対策が、水辺の有する景観や自然環境等の本来の魅力を損なうことにならないように、配慮することも必要であろう。

7. おわりに

本調査の中で、最も印象的だったのは、「この問題は人ごとではなく、あなた自身の問題だ。」という林室長の指摘であった。それまで、高齢者を自分と別のものとして考えていたのだが、人間はある日突然老人になるのではない。長い人生の時間の中で徐々に年老いていくのである。今若い人々も、われわれを含め、いずれ年をとり、未来の若者から老人と呼ばれるときがやってくる。つまり地域に親しまれる水辺整備や、美しい河川景観の保全を通して、今の人々に愛される川づくりをすることが、将来の高齢者に愛される川づくりとなるのである。今の子供や大人がどんな川を望むか、そして自分自身がどんな川を望むかが、そのまま長寿社会における水辺空間の在り方となるのである。高齢者の自宅から水辺までのアクセスをまちづくりの視点で考えること、多様な人々の価値観を尊重し、あまり画一的な整備はせずに、ただ、年をとり身体機能が低下しても元気な時と同じように継続的に利用できるような整備を図ること。この2つが今回の調査でのわれわれの結論である。

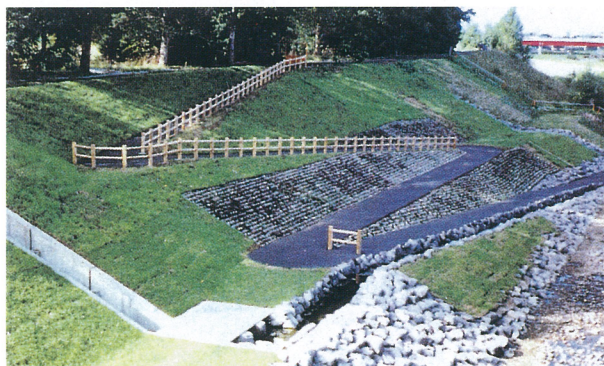


写真-2 高水敷・水際へのスロープ（真駒内川・北海道）
堤防法面に設置された距離の長いスロープ。高水部には手すりも設置されている。